

# 兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第6号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

県議会訓令	ページ
○ 兵庫県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令 .....	1
人事委員会規則	
○ 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 .....	1
○ 職員の子育て支援に関する規則の一部を改正する規則 .....	3

## 公布された法令のあらまし

- 職員給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）  
職員採用試験における試験区分の見直し及び経験者採用の初任給基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 職員の子育て支援に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第7号）  
職員の子育て支援に関する条例の一部改正により、在宅勤務の制度が導入されることに伴い所要の整備を行うこととした。

## 県議会訓令

### 兵庫県議会訓令第1号

議会事務局

兵庫県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

兵庫県議会議長 梶谷忠修

#### 兵庫県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会事務局組織規程（昭和41年兵庫県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表総務課の項中「秘書班 総務班 経理班」を「秘書班 総務班 経理班 企画調整班」に改める。

附則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

## 人事委員会規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 伊藤 聡

### 兵庫県人事委員会規則第6号

#### 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。  
別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条、第10条、第15条関係）

行政職給料表初任給基準表

試験又は職種		学歴免許	初任給
正規の試験	行政 A (大卒程度)	大学卒	2 級29号給
	経験者 A	大学卒	2 級61号給
	経験者 B	大学卒	2 級41号給
	資格免許職	大学卒	2 級29号給
		短大 3 卒	2 級25号給
		短大卒	2 級19号給
		高校専攻科卒	2 級15号給
	高校卒	2 級 9 号給	
行政 B (高卒程度)	高校卒	2 級 9 号給	
選考によって採用することができる職		大学卒	2 級29号給
		短大 3 卒	2 級25号給
		短大卒	2 級19号給
		高校専攻科卒	2 級15号給
		高校卒	2 級 9 号給
獣医師		大学 6 卒	2 級41号給
		大学卒	2 級29号給
薬剤師		大学 6 卒	2 級41号給
		大学卒	2 級29号給

備考 学歴免許が大学卒に該当する保健師のうち、准看護師の業務に従事した経験が3年以上であるものについては、初任給の欄の号給を2級33号給とする。

別表第5を次のように改める。

別表第5 (第7条、第8条、第10条、第12条、第17条関係)

行政職給料表級別資格基準表

試験又は職種		職務の級 学歴免許	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
			正規 の試 験	行政 A (大卒程 度) ・ 経験者 A ・ 経験者 B	大学卒	0	3 3
資格免許職	0	3 3			7 4	11 4	13 2
	短大 3 卒	0		4 4	8 4	12 4	14 2
	短大卒	0		6 5.5	10 4	14 4	16 2
	高校専攻科卒	0		7 7	11 4	15 4	17 2
		0		7 7	11 4	15 4	17 2

		高校卒	0	8	12	16	18
	行政B (高卒程度)	高校卒	0	8	12	16	18
選考によって採用することができる職		大学卒	0	3	7	11	13
		短大3卒	0	4	8	12	14
		短大卒	0	5.5 6	4 10	4 14	2 16
		高校専攻科卒	0	7	7 11	4 15	4 17
		高校卒	0	8	8 12	4 16	4 18
獣医師		大学6卒	0	1	5	9	11
		大学卒	0	3	7	11	13
薬剤師		大学6卒	0	1	5	9	11
		大学卒	0	3	7	11	13

備 考 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法附則第7項の規定に基づく試験に合格した診療エックス線技師又は臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）附則第2項の規定に基づく試験に合格した衛生検査技師で、その免許取得前に診療エックス線業務又は衛生検査に関する経歴を有している者については、その年数の8割以下の年数を経験年数とすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



職員の子育て支援に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

兵庫県人事委員会  
委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会規則第7号

職員の子育て支援に関する規則の一部を改正する規則

職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「この号において同じ。」を「〔小学校修了前の子〕という。」に、「中学校就学の始期に達するまでの子が」を「小学校修了前の子が」に改め、同条第2項中「をいう。」の右に「以下同じ。」を加える。

第10条の2の見出し中「請求」の右に「及び申請」を加え、同条中「請求」の右に「及び第10条の3第1項の規定による申請」を加え、同条を第10条の7とし、第10条の次に次の5条を加える。

（在宅勤務）

第10条の2 条例第26条の2第1項の子育てを行っている職員は、小学校修了前の子を養育している職員とし、同項の自宅は、当該職員が現に居住する住居とする。

2 在宅勤務は、1日、半日又は1時間（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、1日又は1時間）を単位として行うものとする。

（在宅勤務の承認）

第10条の3 在宅勤務を行おうとする職員は、任命権者が別に定めるところにより、あらかじめ在宅勤務を行う職員としての登録（以下「在宅勤務登録」という。）を受けた上で、任命権者に在宅勤務の承認を申請しなければならない。

2 任命権者は、職員から在宅勤務登録の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務の状況その他の事情を考慮した上で、在宅勤務登録を行うことができる。

3 任命権者は、在宅勤務登録を受けた職員から第1項の規定による申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。

4 在宅勤務登録を受けた職員は、当該在宅勤務登録の内容に変更を生じた場合においては、在宅勤務登録の変更の申請をしなければならない。

（在宅勤務登録の取消し）

第10条の4 任命権者は、在宅勤務登録を受けた職員が当該在宅勤務の承認に係る子を養育しなくなったときその他在宅勤務を行うことが適当でないと認める事由が生じたときは、在宅勤務登録を取り消すことができる。

（在宅勤務職員の勤務条件）

第10条の5 第10条の3第3項の規定により在宅勤務の承認を受けた職員（以下「在宅勤務職員」という。）が在宅勤務を行う場合の服務、勤務時間等の勤務条件については、当該在宅勤務職員が在勤庁において勤務する場合に準ずるものとする。

（その他の事項）

第10条の6 第10条の2から前条までに定めるもののほか、在宅勤務に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。